平成２８年（フ）第９４７号
横浜市港北区新羽町1818番地　グランドールアキモトⅡ　403号
債務者　渋井　浩子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３０号
栃木県栃木市薗部町２丁目17番６号　ピジョンコートＡ202、従前の住所栃木県栃木市今泉町１丁目７番16号
債務者　塚原　　憲
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月19日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第９６６号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン７－３号棟405号
債務者　高儀　和之（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８１８号
横浜市戸塚区川上町391番地66
債務者　山本　涼子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１号
岩手県宮古市近内第11地割23番地　パールＥ棟102号室、旧住所青森県八戸市大字豊崎町字桜渡５番地10
破産者　風張　雄治（旧姓赤坂）
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２８年（フ）第９２号
（最後の住所）福岡県遠賀郡岡垣町吉木東１丁目30番13号
破産者　亡石山洋子相続財産
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第７０号
青森県五所川原市中央４丁目78番地
破産者　有限会社エム・ホームサービス
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第２号
栃木県那須塩原市新南163番地713
破産者　津久井ヒロ子
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第１７４号
富山市下熊野223番地１
破産者　ギガ株式会社
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９１８号
愛知県北名古屋市九之坪長堀27番地１
破産者　株式会社ＴＭサービス
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３０７１号
大阪市東淀川区北江口４丁目４番17号
破産者　株式会社樋口設備
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５５９号
大阪市大正区南恩加島５丁目８番29号
破産者　重山電気通信工業株式会社
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７２５号
大阪市北区西天満３丁目１番５号　英和ビル
破産者　株式会社クリエイト・ＢＴＭ
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８０３号
大阪市東成区深江北２丁目４番18号
破産者　株式会社光工業写真
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８号
神戸市兵庫区三石通３丁目２番15―906号
破産者　株式会社村上鮮魚店
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２１号
岡山県倉敷市水江1198番地６
破産者　株式会社Ｓ．Ｉ．Ｓコーポレーション
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
香川県高松市鍛冶屋町１番地２
破産者　株式会社Ｅｎｃｈａｎｔｅ
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３９４号
北九州市小倉北区井堀４丁目８番19号
破産者　有限会社ときわ
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６３号
北海道苫小牧市新開町３丁目９番２号
破産者　有限会社蓑島木工社
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１４７号
茨城県龍ケ崎市南中島町101番地５
破産者　有限会社ウィン・テック
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係